

## 平成30年11月第6回室戸市議会臨時会会議録

1. 日 時 平成30年11月6日(火)

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹中多津美	2番 上山精雄	3番 亀井賢夫
4番 小椋利廣	5番 脇本健樹	7番 谷口總一郎
8番 山本賢誓	9番 山下浩平	10番 堺喜久美
11番 町田又一	12番 林竹松	13番 濱口太作

4. 欠席議員

6番 久保八太雄

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 武井知香  
事務局次長兼班長 谷村直人  
議事班主任 千代岡陽子  
議事班主事 小椋雄平

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 小松幹侍	副 市 長 久保信介
総務課長 久保一彦	企画財政課長 山本康二
財産管理課長 黒岩道宏	市民課長 中屋秀志
産業振興課長 川上建司	建設土木課長 岡本秀彦
観光ジオパーク推進課長 山崎桂	防災対策課長 大西亨
教 育 長 谷村正昭	教育次長兼学校保育課長 竹本俊之
生涯学習課長 和田庫治	

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 平成30年度室戸市一般会計第4回補正予算の専決処分の承認について

日程第4 議案第2号 平成30年度室戸市一般会計第5回補正予算について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第4まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開会、開議

○議長（濱口太作君） おはようございます。

ただいまから平成30年11月第6回室戸市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。武井議会事務局長。

○議会事務局長（武井知香君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数13名中、遅刻届1名、現在12名の出席でございます。

遅刻議員は、久保八太雄議員、1時間の遅刻でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（濱口太作君） 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。堺議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長報告）

○議会運営委員会委員長（堺 喜久美君） おはようございます。

平成30年11月第6回室戸市議会臨時会を開会するに当たり、議会運営委員会委員長報告を行います。

本日、議長出席のもと、議会運営委員会を開会し、議長から諮問のありました会期及び日程等についての協議を行いました。

今期臨時会に提案されております案件は、付議事件2件、いずれも予算関係となっております。

会期につきましては、本日1日限りとし、議案審議においては委員会付託を省略することといたしました。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱口太作君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において山本賢誓君及び小椋利廣君を指名いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第3、議案第1号平成30年度室戸市一般会計第4回補正予算の専決処分の承認についてから日程第4、議案第2号平成30年度室戸市一般会計第5回補正予算についてまで、以上2件を一括議題といたします。

報告事項並びに提案理由の説明を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） おはようございます。

本日、平成30年11月第6回室戸市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

提案理由の説明に先立ち、報告事項について申し上げます。

平成28年度繰越明許吉良川町西町地区津波避難タワー建築工事において発生しました隣接家屋の損傷に対する2件の損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により、別冊のとおり報告いたします。

次に、今臨時会に提案いたします案件は、予算関係2件であります。

以下、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号平成30年度室戸市一般会計第4回補正予算の専決処分の承認について。

本案は、平成30年9月4日に生じた台風21号による被害について、早急な復旧対策に取り組む必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告するとともに、承認を求めるものであります。

議案第2号平成30年度室戸市一般会計第5回補正予算について。

本案は、一般会計歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入は、財政調整積立基金繰入金を一般財源とし、特定財源の国・県支出金及び市債等につきましては各事業に対する算定基準により補正しております。

歳出は、園芸用ハウス整備事業費補助金1,000万円、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金500万円、ドルフィンセンター緊急対策事業費補助金216万9,000円、老朽住宅除却事業費補助金164万1,000円、漁港現年補助災害復旧工事費6,500万円、その他台風24号被害関連の修繕料等の追加であります。

債務負担行為の補正は、漁業災害対策資金利子補給補助金及び同保証料補給補助金の2件を追加するものであります。

また、地方債の補正は、各事業に伴う限度額の変更を行うものでありまして、歳入歳出予算はそれぞれ1億2,039万7,000円を追加し、総額143億5,292万5,000円とするものであります。

以上、概略説明をいたしました但、詳細につきましては関係課長から補足説明をいたさせま

すので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（濱口太作君） 日程第3、議案第1号平成30年度室戸市一般会計第4回補正予算の専決処分承認についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山本企画財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時8分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。山本賢誓君。

○8番（山本賢誓君） 山本。本案に関して質疑を行います。

14ページの7款2項1目道路維持費の14節使用料及び賃借料の中で、道路の補修に機械代が計上されてますけれども、ちょっと確認の意味でお伺いしたいと思っております。これは、ミニコンボクラスで借り上げた場合に、機械代と、それからオペレーター代が入ると思っておりますけれども、この1日の借り上げセットには燃料代も入っているのか、それとオペレーターの単価はどれぐらいでこの復旧費を計上しているのか、ちょっとわからん。お願いします。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。岡本建設土木課長。

○建設土木課長（岡本秀彦君） 山本議員さんの質疑にお答えします。

7款2項1目の14節の重機借上料のこととございます。

重機借上料の小型の重機械については、1日当たりの単価が0.2クラスで2万3,000円、それに回送費が2万円要ります。全部で4万3,000円ぐらいになります、1日に。それと、油代もはまっております。それと、オペレーター代も入っております。オペレーターにつきましては、特殊運転手であると思っておりますが、恐らく9,000円か1万3,000円かどっちかでございます、その辺再度確認して、後で報告するようにします。

○議長（濱口太作君） 山本賢誓君の2回目の質疑を許可いたします。山本賢誓君。

○8番（山本賢誓君） 2回目の質疑を行います。

オペレーター代が9,000円か1万3,000円かというのは、実際の公共単価はもうちょい上じゃないかと思うがですけれども、このオペレーター代というのはずっと前から変わってないがですよね、何年間も。もし共通単価というか、人件費アップがあったら、それは見直しをしないで

てはならないと思うがですけど、それも含めて検討しちよいてもらいたいと思います。以上。  
答弁は要りません。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第4、議案第2号平成30年度室戸市一般会計第5回補正予算についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山本企画財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2番上山です。第2号議案について何点かお聞きをいたします。

まず、28ページですが、水産施設の災害復旧の修繕料の中で、行当の上架施設の話ですが、21号関係で壊れたと。それで、専決で修理しましたよ。24号でも壊れた。その壊れたというのは、直したところが壊れたのか、どういう状況であったのかをまずお聞きをいたします。

それから、22ページの債務負担行為の関係ですが、これは財政課長に聞いたほうがええかもわからんですが、公共団体は民間の企業なり法人なりに債務保証はしてはならないという規定があると思うんですが、今回この利子補給は当然債務負担はせないかんわけですが、その債務保証料、信用基金協会へする保証料を市が保証して債務負担をするというのは、いかなる保証もしてはならないというところに抵触はしないかというところの見解を財政課長にお聞きをいたします。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本康二君） 上山議員さんの御質疑にお答えいたします。

債務負担行為の保証料の復旧補助金が債務保証に当たるのではないかという御質疑であります。見解としましては債務保証ということではなくて、その保証料に対して補助をするとい

うことで、一定上段の利子補給の補助金と同じような扱いだというふうに認識をしているところでございます。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 川上産業振興課長。

○産業振興課長（川上建司君） 上山議員さんにお答えをいたします。

まず、行当の施設の復旧について重複があるかということでございますが、一応今回計上の上架施設については重複はございません。前はウインチをやられまして、今回は船台が、船を上げていく台、それが被害に遭ったものでございまして、重複はしておりません。ただ、上架施設ではない漁具倉庫のほうについては重複で、直した場所も一部やられている場所がございます。よろしいでしょうか。

○議長（濱口太作君） 上山精雄君の2回目の質疑を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2回目を質疑いたします。

財政課長の話では保証料を補助するという考え方ということですが、それは補助金で出したらええ話で、ただこういう近代化資金の場合は利子は当然それは県と市が債務負担を起こすわけですが、保証料というのは、要は企業が金を借るために、一定ちゃんと納めるからということで保証してもらう、要は金融先へ向いて保証するわけよね。それは、その企業、法人がするべきであって、市がそこまでして債務保証をするという点、先ほど1回目で言いました市は債務保証をしてはならないという法令があるわけですので、そのあたりの見解を聞きゆうがで、考え方としては借り入れる法人が金が要るきん市が補助を出す考え方で今回債務保証するぜよということですが、基本的にそしたら全て、漁業近代化とか経営化とかという資金があると思うわけですが、全てそしたら保証料を市が債務負担を起こすということではよろしいですか。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。川上産業振興課長。

○産業振興課長（川上建司君） 上山議員さんの2回目の御質疑にお答えをいたします。

今回の利子補給についてでございますが、被害の状況と経営体の状況に応じて今回保証料の補給をするというふうに判断をしているものでございますが、過去に、平成26年に高岡大敷さんが甚大な被害を受けたときに利子補給及び保証料の補給ということで支援をさせていただいたといった経過はございます。以上になります。

○議長（濱口太作君） 上山精雄君の3回目の質疑を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 3回目をいたします。

26年の話は、自分はおりませんでしたので、よくわからん話ながですが、そしたら市としたらその事案によって保証料を債務負担するせんを判断するという、事案によって。例えば、この漁業近代化資金というのは恐らく何十人も借りちゅうと思うんですが、その事案によって市が利子補給の保証料の債務負担をするのか、それとも法令に抵触するけんどするというふうな考え方でいいのか、そこらあたりが何とも見解がわからんですが、まず財政課長、1点目の市が、自治体が法人なり個人の債務保証はしてはならないというところを、これはしゅ

うわけですので、それが妥当なもんなのか。もう一点が、今課長が言ったように、事案によってこれは債務保証するのかなのか。この2点について。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本康二君） 上山議員さんの御質疑にお答えいたします。

まず、1点目の債務保証の考え方ですけれども、この事案に関しては、債務保証団体につきましては、説明資料に記載してあるとおり、高知県漁業信用基金協会が債務保証することになっております。その協会に対する保証料について市が補助をするということで、違法といったような形ではないというふうに考えているところでございます。

それと、2点目ですけれども、事案によって保証料について補助するのかということですが、これは一定災害の負担の軽減というような観点から、災害時における事案につきましては一定この補助のほうについては考えていくものでございます。以上でございます。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。亀井賢夫君。

○3番（亀井賢夫君） 3番亀井。本案に対して質疑をいたします。

28ページの5款3項2目水産業振興費の11節需用費の89万円についてお聞きします。

ちょっと認識不足なので教えてもらいたいがですけれど、説明資料の6ページでは作業所や倉庫の修繕料として説明がありましたが、これは災害復旧としての補助金が出るのかということをお聞きしておきたいということと、建物の修繕料は保険対応ができないのかということをお聞きしておきます。そうすると、この今の予算の関係、全部が単費ではないかなという感じなので、説明をお聞かせください。

次に、30ページ、10款1項6目の漁業現年補助災害復旧事業費の13節委託料の200万円についてお聞きします。

この委託料の内訳は、羽根漁港と新村漁港の2カ所の測量設計費という説明でしたが、説明資料の7ページでは工事箇所が3個あり、15節の工事請負費の6,500万円にも3港の工事費として計上されておりますが、測量設計委託料が3港ではなく、2港になっております。これでよいのでしょうか、説明をお聞かせください。以上です。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。岡本建設土木課長。

○建設土木課長（岡本秀彦君） 亀井議員さんの質疑にお答えします。

10款1項6目の13節の委託料の中で、羽根、傍士、新村3つの工事費に対して委託の分が羽根と新村しかないということで、傍士漁港の委託料がないということでの御質疑だと思いますが、この傍士漁港の委託料につきましては9月議会でマイナス2.5メートルの航路の委託料を予算確保できておまして、その中にマイナス2メートルの羽口の分も一部入っております。それで今回委託料は計上はしていません。以上です。

○議長（濱口太作君） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本康二君） 亀井議員さんの御質疑にお答えいたします。

28ページの5款3項2目の修繕料につきましては、補助金はございません。なお、保険対象のほうですけれども、これにつきましては市が加入しております全国市有物件等災害共済金のほうの要件等に当てはめまして、風水害時に5万円以上の施設に係る修繕というようなところで、一定今回はちょっと該当しない見込みということで、ここの修繕につきましては保険金のほうは予算のほうの計上はしていないところでございます。

○議長（濱口太作君） 亀井賢夫君の2回目の質疑を許可いたします。亀井賢夫君。

○3番（亀井賢夫君） 3番亀井。本案に対して質疑をいたします。

先ほどの保険の件ですけれど、これは災害復旧工事としての、災害としての補助金はないということでええがですよ。ほんで、災害としての家屋の修繕は、5万円以上やったらかかるということにはならないかということをもう一度お願いしたいので、お聞かせください。

それと、先ほどの30ページの建設土木課長の説明の分ですが、この9月予算でとった傍士漁港の航路しゅんせつ、これで羽口しゅんせつもできるということで測量費は要らないということによろしいのか、もう一度答弁をお願いします。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。岡本建設土木課長。

○建設土木課長（岡本秀彦君） 亀井議員さんの2回目の質疑にお答えをします。

先ほど説明したように、9月議会でマイナス2.5メートルの航路に対して委託料100万円の予算確保ができております。ほんで、実施設計を組んだところ、マイナス2メートルの羽口も合わせると100万円以内でおさまるんで、今回その分もあわせて委託をするようにしております。

○議長（濱口太作君） 川上産業振興課長。

○産業振興課長（川上建司君） 亀井議員さんの御質疑にお答えをいたします。

28ページ、3項2目水産業振興費の需用費、修繕料のところでございますが、内容を申し上げますと、細かい部分がかかなり多くございまして、例えば羽根の荷さばき場でございましたら電気修繕が7万円であるとか、それと柱等の損傷、外壁等の損傷が1件当たり9万円とか、あと小規模なものが主でございまして、大きなものは行当漁港の応急復旧に係る経費が大きございまして、応急復旧については保険金の対象と基本的にはならないということで、今回は財源充当はしていないというところでございます。基本的には5万円以上の復旧費の2分の1が保険金の対象とされるというのは議員さんおっしゃられたとおりでございますが、今回につきましては復旧費が大きな分が入ってますので、財源が修繕料のイコール2分の1ではないということで御理解をいただきたいと思っております。

（3番亀井賢夫君「保険に該当せんということ、かからんということ」と呼ぶ）

○産業振興課長（川上建司君）（続） 保険に入らない、かからない部分が、修繕というか応急、本復旧までに危険がある、例えば落下の危険のある鉄骨の処分であるとか、そういったも

のは本復旧の経費ではありませんので、保険対象とはなりにくいということで今回財源充当はしておりませんが、なお保険会社とは折衝して、拾える分については保険金の対象としていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。脇本健樹君。

○5番（脇本健樹君） 5番脇本。本案に対して質疑を行います。

29ページ、7款4項2目公園費18節の備品購入費についてお聞きします。聞き漏らしの感もあるかと思いますが、お願いいたします。

ピッチングマシンとかバッティングマシンの機械の購入ということが出ておりますが、これを買うに至った購入のいきさつと、今後の管理責任と整備責任をちょっとお聞きしたいと思えます、まず。お願いいたします。

○議長（濱口太作君） 和田生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田庫治君） 脇本議員さんの御質疑にお答えいたします。

中央公園グラウンドに整備、設置いたしますこの備品購入、ピッチングマシン2台とバッティングゲージ1台でございますが、これまで御説明の中でも申し上げましたとおり、このグラウンドにつきましては室戸高校の女子野球部が年間を通じて随時使っているということと、それから来年1月から2月の間、韓国の野球合宿がこのグラウンドを使用するというので、誘致先との協議の中でグラウンド整備でもう少し充実を図っていただきたいというふうな要望もございました。その中で女子野球のほうともお話をさせていただいたところ、現在ピッチングマシンのほうも老朽化が進んで十分なスピードも出てないということでございましたので、この際この2つの団体以外の野球の誘致なんかも含めまして、中央公園のグラウンドとしての野球環境を整えるということ、来られることに合わせまして、それまでに間に合うように整備をしたいと考えたところで、購入につきましてはもちろん室戸市のほうがこの備品につきましては購入いたしますので、管理責任につきましても室戸市のほうで管理をしていきますし、修繕、修理、故障が起こった場合には市のほうで修理をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いします。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、日程第3、議案第1号平成30年度室戸市一般会計第4回補正予算の専決処分の承認についてから日程第4、議案第2号平成30年度室戸市一般会計第5回補正予算についてまで、以上2件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） なしと認めます。

これをもって日程第3、議案第1号から日程第4、議案第2号まで、以上2件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号平成30年度室戸市一般会計第4回補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

本案について承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第1号は承認されました。

次に、議案第2号平成30年度室戸市一般会計第5回補正予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これもちまして平成30年11月第6回室戸市議会臨時会を閉会をいたします。

お疲れさまでした。

午前11時26分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員